

税制調査会（第15回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成27年7月31日（金）16時30分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○記者

中里会長から何かありますでしょうか。

○中里会長

今日は、白波瀬教授と山田教授、お二人の家族の社会学の御専門の方々から非常に興味深い現状認識についてのお話を伺いまして、委員の皆様もプレスの方々も大いに認識を新たにすところがあったのではないかと思います。

私自身も非常に勉強になりまして、今後も何回かこのようなものを続けて、さらに状況の変化を正確に把握して、その上で先のことを考えていきたいと思っています。

○記者

今日、事務局の方から提示された資料の中に、世帯類型ごとの所得、資産の状況が示されましたが、このような中で高齢者に経済的ゆとりのある世帯が集中しているというものも浮き彫りになりました。

一方で、高齢者はどの所得層においても受益している現状が示されて、公的年金控除と給与所得控除の両方を享受しているのはいかがなものかといった視点もありましたが、この辺りについてどのように考えられて、今後議論されていくのかお教えてください。

○中里会長

今はまだ事実を集めて、実像というか、状況を正確に把握する段階です。同じ高齢者といっても様々な高齢者の方がいるということも今日同時に出てきました。考えるべきは年齢ではなくて、その方々の置かれている経済的な状況、社会的な状況ということですから、そのような点をさらにきめ細かく見ていくことによって正確な情報を集め、それを税制にどのように生かしていくかということこれから検討していくことになるのであろうと思いますので、余り結論を急ぐということにはならないと思っています。

○記者

白波瀬教授から社会的リスクとして、現状の若年層の低所得の現状、リスクを抱えるべきだという御指摘もあった一方で、結果の平等まで見るのかや、機会の平等はあるべきだがといった公平性のようなところの視点での御質問もありました。これについてどのように考えていくのか。また、税制では社会保護や、そのような制度とはまた別の観点からの議論が必要になってくると思うのですが、この辺りはどのように進めていくのでしょうか。

○中里会長

もちろん世の中には様々なリスクがあり、それを、個人なのか国なのか家族なのか分かりませんが、どのような場所でどの程度負担していくかということに関しては、様々な考え方があるのであろうと思います。

それを突き詰めると、社会哲学というのでしょうか、国家のあり方とか家族のあり方に関する個人個人の考え方で結論もおのずから変わってくるのではないかと思います。その中の一つだけ、これだけが正しいというわけにはなかなかいかないところに問題の複雑さがあるのではないかと思います。だからこそ、先ほど申しましたとおり、きめ細かく実情を見ていくことが必要になってくるのです。

ただし、今日、私も一つ二つ申し上げましたし、梅澤特別委員などもおっしゃっていましたが、社会が健全に発展して、明るい未来を提示できるように努力するという姿勢、それがどこまで可能かはもちろん分かりませんが、そのような気持ちは持っていたと思っています。

○記者

山田教授のプレゼンテーションのまとめのところで、二つの対策が必要ということ、近代家族を作りやすくする。もう一方で作れなくても安心して生活できるということが挙がっていました。

今の所得税制のあり方というのは、個人単位課税を基本としつつも、家族というものが様々な控除の仕方を通じて、家族のあり方と非常に密接に結びついた形になっていると思うのですが、今は実情把握の段階ということはあると思うのですが、中里会長として現状どちらの方向性を重視して行っていくべきだと考えていますか。

例えば去年、11月に出た配偶者控除に関するA、B、C案のC案などですと、どちらかという、一つの方向性、家族をつくりやすくするという方向性なのではないかと思うのですが、このバランスのようなどころはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○中里会長

これもそれぞれの方々のお考えによって様々な結論が出てくるのではないかと思います。日本国憲法は家族というものを尊重する。夫婦や家族、そのようなものについての条文を置いているわけですから、これを無視するというわけにはいかないですし、無視するべきではないということなのであろうと思います。家族というのは大切だと、ただし、家族の中身がどのようなものであるかは時代により、地域により、それは多少変わってくるでしょう。あるいは大きく変わるかもしれません。その変化に応じて、どのように変化していても、人間は一人で生きていきにくいところがありますので、家族を作りたい方が家族を作れるような、それを阻害することの無いような中立的なものを目指していくということであらうと思います。したがって、国が家族のあり方や個人の生き方を、一定の方向に余り強く介入的に誘導していくということではないのではないかと思います。

国がこのような問題についてどこまで関与すべきか、あるいは関与するとしてもどこまでできるのかという問題は当然出てくるわけですし、また、税制でできることとできないことも当然あるわけですが、できる範囲で国民の皆様の行いたいこと、例えば結婚して、こういう家族を作りたい、あるいは一人で生きていきたいといった様々なお考え、どれをとっても阻害にならないように、税制をできるだけそのような形で仕組んでいく。その努力をしたいということです。

○記者

これは前回の会見のときにも聞かせていただいたことなのですが、今日も委員の方々から社会保障との連続性ということについて、かなり問題提起があったのではないかと思います。公的年金等控除や、年金税制の控除のあり方などもこれから議論していくということの中里会長は先ほどおっしゃったと思うのですが、今後の議論の中で、一義的には厚生労働省の所管なのかもしれないのですが、社会保障ということはこの税制調査会で秋以降どのような形で議論していくのでしょうか。

また、今日は余り出なかったですが、最終的に社会保障と税との連続性で考えるのであれば、給付付き税額控除の議論というものは必ず出てくると思うのですが、それについても今の時点のお考えを改めてお聞かせください。

○中里会長

社会保障と租税制度というものは非常に密接にリンクしているのであろうと思います。特に今の日本では社会保障の財源のために税制が非常に大きな役割を果たしています。したがって、社会保障の問題だから税制調査会が全くこれについて触れないということにはなりにくいかもしれません。その財源を一生懸命捻出する立場なり役割を、租税制度が有しているわけですから、そこで努力している以上、できれば使い方についてもこのようなことであってほしいという気持ちは、委員の方々は皆様持っていらっしゃるのであろうと思います。

しかし、そのような社会保障の話と税の話とトータルでコーディネートして、大きな方向性を示すというのは、終局的には内閣でのお仕事になって、さらに最終的には国会のお仕事ということになるのでしょうか。そこへこのような方向でと、我々が思っていることをお伝えするという事は当然あると思います。

税額控除云々というのは、政策が一定の方向を向くときには、そのためにはどのような課税上の制度、技術が一番有効かという専門的な問題として考えていけば良い話でして、今からこちらが良いということではなくて、それは次の段階、あるいは次の次の段階の話ではないかと思っています。

○記者

今日の財務省の事務局の資料についてですが、土居委員は含意のあるペーパーだとおっしゃってはいましたが、そのうちの一つで、資産課税との関係について、山田特別委員が御質問されていましたが、資産を多く持っている人から持っていない人への

移転を感じるが、相続税に対して最高税率55%が適用されているような高所得者に対しては、その55%でカバーされているのではないかということで、この相続税との関係を示すような、今回は総務省の生データからのグラフが多かったですが、そのようなことを客観的に示されるようなデータを今後、事務局の方に出すように御指示されるのでしょうか。それは社会構造の変化の勉強が終わってからでしょうか、その点はいかがでしょう。

○中里会長

御承知のとおり、最近、相続税の制度が変わり、基礎控除が引き下げられてきています。

その税制改正の影響や、そのようなものを見ていくということはあるのかもしれませんが。しかし、改正が行われたばかりのところですから、それが最も重要なポイントになるということには、今のところはならないと思っています。何もしないということではなくて、まず、正確に様子を、その改正の効果等を見極めてみようということです。

もう一つは、相続税について議論する、相続税の効果などを見ながら、議論していくことによって、それを所得税の議論に反映させていくという観点も重要です。したがって、相続税制度そのものに手を加えるために相続税制度を見るのではなくて、それが所得税制を見るときに、相続税がこのようになっている、相続がこのようになっているというのを前提として見ていくということはあるのだと思います。個人課税ですから相続税と所得税は密接に関係しているわけですし、全く切り離すというわけにはいかないということです。よって、すぐ相続税に手を加えるということではなくて、経済的効果や、波及効果を見ながら所得税のことを考えていくということになるのではないかと思います。

○記者

事務的な話かもしれないのですが、中里会長が言われている現状把握、実像セッションというのは、いつまで続ける必要があると思っらっしゃるのか。

というのも、秋にもできれば論点整理をしたいとおっしゃっていたと思うのですが、10年前の実像の把握のための報告書のような形で、あるべき税制というよりは、現状はこのようなキーワードでまとめられるのではないかと、現状把握としては、今の経済情勢はこのようなものなのではないかという論点整理を中里会長は考えておられるのでしょうか。

今、どこまで、いつまで続けられるというおつもりなのかということをお願いします。

○中里会長

お盆明けに、例えば二回とか、実像把握について、これはどなたに何をお願いして、日程を組んでという話がありますから、頭の中で考えたように単純にはいかないのだ

すが、例えば、そのように、お盆明けに、夏中に、例えば二回などできればいいかなという感覚です。

それから、二つ目の話ですが、いつまで実像把握を行っていくのだということですが、これはお分かりだと思いますが、実像把握を行うことによって、おのずと方向性が出てくるのであろうと思います。客観的にデータを整理するというのを、今、行っていますが、今日も皆様、このようになっていくのだというところを、それぞれ個人個人としてお考えになったと思います。家族を作れないというのは、相当衝撃的な御発言でした。そのようなものに対して、税制でできることがどこまであるのか、それは分かりませんが、できる限りのことを行うというのは、これはこのような審議会として大変重要なタスクだと思いますし、それから、総理も、そのようなこともお考えになって、税制調査会にこの家族の問題を振ってこられた、骨太の方針を通じて我々にコメントを求めてこられたということなのであろうと思います。

ただし、その場合でも、今日も何回か申しましたが、問題は深刻であると謙虚に受けとめなければいけないが、しかし、だからといって、問題の深刻さに打ちひしがれているばかりではたして良いのかと思います。どこまでできるかは分かりませんが、気持ちは前向きにということです。だからこそ、成長戦略との関係で、こちらで家族の問題も議論することが重要だということで、問題を送ってこられたということだと思いますので、前向きに、問題の解決をどのようにしたら良いのか、どのようにしたら将来の日本がより明るいものになるのかという視点から、今の深刻な問題を正面から受けとめていきたいと考えています。

○記者

大きく分けての二つ目なのですが、前々から若干疑問なのですが、骨太の方針にも年齢というよりは経済力という話があると思うが、今日の資料を見ていると、基本的には高齢世帯というのが経済力がある。つまり、高齢化が進んで資産を多く保有している高齢者世帯の割合が増加している。ある程度経済力と年齢というものが比例しているというのはあると思います。

だから、ある意味では、高齢者にはもう少し負担をしてもらった方が良いのではないかということは、コンセンサスなのかなと思うのですが、中里会長はどのようにお考えですか。

○中里会長

私は、高齢者だから負担を求めるとは考えていません。高齢だからではないです。どのような年齢でも豊かな方には、場合によっては御負担をお願いし、それを困っている方のために使うという方向が徐々に出てきているのであろうということです。困っている方の中には、若い方が多いというのが、今日の話でしたが、同時に、独居老人の方のように、高齢者の中にも困っている方がいるわけです。ですから、高齢者だから負担をという問題ではないと思っています。

○記者

残り二回ほど、実像把握のセッションができたというお話をされていましたが、あと、もし二回行うとすると、どのあたりの分野を深掘りして実像を把握するのか、教えていただけますでしょうか。

○中里会長

最後のところで申し上げたと思いますが、若者、高齢者、働き方、このようなことについて、どのような切り口から、どなたにお願いしてというのはもちろんありますが、差し当たって、もっと詳しく見ていきたい。今日は家族でした。家族だけではないですので、若者はどのようであり、高齢者はどのようで、働き方はどのようであるなど、そのようなスペシフィックな方向で見ていけたらなと今は思っています。

どうもありがとうございました。

[閉会]